

令和4年度

谷口小学校いじめ防止基本方針

令和4年4月

相模原市立谷口小学校いじめ防止基本方針

【目指す子どもの姿】 豊かな心を持ち、たくましく生きる子どもたちの育成

- やさしい子
- ぐんぐんそだつ子
- ちえをはたらかせる子

【家庭・地域との連携】

- ・PTA
- ・学校評議委員
- ・民生委員

【校内組織】

- 【谷口小学校いじめ防止対策委員会】
- ・校長、副校長、教務主任、児童支援専任、児童指導担当、養護教諭、支援コーディネーター、青少年カウンセラー、1～6年学年主任

【関係機関との連携】

- ・教育委員会
- ・青少年センター
- ・警察署、県警少年相談
・保護センター
- ・青少年相談室
- ・児童相談所
- ・南区子育て支援センター
- ・発達障がい支援センター

【いじめの未然防止】

- 児童が主体的に参加し、活動（学習）できるような集団づくり、授業づくりを行うとともに、児童の自己有用感を高められる機会の充実を図る。
- 学校の教育活動全体を通じて、人権教育、道徳教育の充実を図る。
- いじめについての校内研修や児童理解を推進する。
- 学校・家庭・地域と連携した取組を推進する。

【いじめの早期発見】

- 日常的に児童観察を行い、児童との信頼関係を構築していく。
- 定期的にアンケートを実施し、いじめは絶対に許さない姿勢を示していくとともに、訴えやすい体制作り、児童の実態把握に努める。
- いじめに関する相談を行うことができる体制整備を行う。

【いじめへの対処】

- ◎発見、通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込まず、速やかに、組織的に対応する。
- ・被害を受けた児童を守り通すとともに、再発防止のために、人権的視点から毅然とした態度で加害児童等の指導にあたる。
- ・全教職員の共通理解を図り、保護者の協力、教育委員会への報告、関係諸機関との連携のもとで対応する。
- ・重大事態が発生した場合には、教育委員会と連携し、調査等を行う。

1 いじめの防止等の取組を推進していく基本理念

いじめはどの学級でもどの児童にも起こり得ることから、誰もが安心して学校生活を送れるように、全教職員が共通理解を図り、同一歩調の下、いじめのない学校づくりに取り組んでいく。

また、学校と地域、家庭、その他の関係機関との連携も積極的に行っていく。

2 いじめの防止等の対策のための組織

学校内において、以下の構成員により、いじめ防止等の組織的な取組を推進するための組織を置く。

この組織を中心として、全教職員で共通理解を図り、学校全体でいじめ対策を行う。

○ 組織名称：【谷口小学校いじめ防止対策委員会】

○ 構 成 員：【校長、副校長、教務主任、児童支援専任、児童指導担当、養護教諭、支援教育コーディネーター、青少年カウンセラー、1～6学年と特別支援級学年主任】

○ 委員会の取組内容

① いじめの未然防止・早期発見の体制整備及び取組

○ 明るく安心して生活できる学校づくりに向けた取組

○ 教科・領域を横断したいじめ防止等の取組の推進

○ 早期発見のための措置

・ 児童対象の「いじめに関するアンケート」の実施・分析を学期に1回以上

○ 相談体制の確立

・ 教育相談の実施（学期に1回程度）

・ 青少年教育カウンセラー等の相談窓口の周知

○ インターネット等によるいじめに対する対策の推進

・ 児童、保護者向け「インターネット等の正しい使い方」についての周知、研修会等の実施

② いじめを受けた児童に対する相談及び支援

③ いじめを受けた児童の保護者に対する相談及び支援

④ いじめを行った児童に対する指導

⑤ いじめを行った児童の保護者に対する助言

⑥ 専門的な知識を有する者等との連携

⑦ その他いじめの防止等に係ること

3 いじめの未然防止の取組

いじめはどの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、すべての児童を対象にいじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

- (1) 児童が主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- ①授業改善：一人ひとりを大切にしたり分かりやすい授業づくり
 - ②居場所づくり：話し合い活動の充実、ソーシャルスキルトレーニング
- (2) 学校の教育活動全体を通じ、児童の自己有用感を高められる機会を充実させる。
- ①他学年との関わり：ペア学級活動、全校遊び、思い出集会
異学年との友だちと関わる機会を積極的に取り入れ、楽しく協力して活動や行事に取り組むことができるようにする。
 - ②児童会活動：あいさつ運動
あいさつを交わす良い習慣を築くことで、心豊かに生き生きと学校生活を送ることができるようにする。
- (3) 学校の教育活動全体を通じて、人権教育、道徳教育の充実や、読書活動、体験活動などの推進をする。
- ①人権教育の充実：「自分の大切さとともに、他の人の大切さを認めること」の周知徹底を図る。
 - ②道徳教育の充実：道徳の時間の確保。道徳の時間だけでなく、すべての教育活動の中で実践をする。
 - ③福祉体験
 - ④小、中学校交流行事（部活動見学、公開授業）
- (4) いじめ（インターネット等によるいじめを含む）について、校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、平素からの共通理解を図るとともに、児童、保護者に対しても周知徹底を図る。
- ①校内研修：いじめについて、人権研修、道徳研修、情報モラル研修
 - ②教職員向けのチェックリスト等により、いじめ防止の取組の充実を図る。
 - ③全校集会、学級活動における校長をはじめとした担当教員からの講話
 - ④保護者会、学級懇談会における啓発
- (5) 学校、PTA、地域の関係団体等と活動を共にする場やいじめの問題について協議する機会を設けるなど、家庭、地域と連携した取組を推進する。
- ①あいさつ運動
 - ②青少年相談員との懇談
 - ③上鶴間地区健全育成協議会

4 いじめへの早期発見の取組

日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童が示す小さな変化を見逃さないようにアンテナを高く保つ。

- (1) 日常的な観察を充実させ、児童の様子に目を配る。
 - ① 休み時間等の雑談の中での児童の様子
 - ② 個人ノート、生活ノート、個人面談、家庭訪問等により、把握

- (2) 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。
 - ① アンケートの実施：各学期に1回
 - ② アンケート実施後に面談等を行い、個別に対応を図る。

- (3) 在籍する児童及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
 - ① 相談窓口の周知：青少年教育カウンセラー 毎週 火曜日
TEL：042-766-8336（直通）
いじめ相談ダイヤル：042-707-7053
ヤングテレホン：042-755-2552
 - ② 保健室だより、相談室のお知らせ発行
 - ③ 青少年教育カウンセラーによる校内巡回

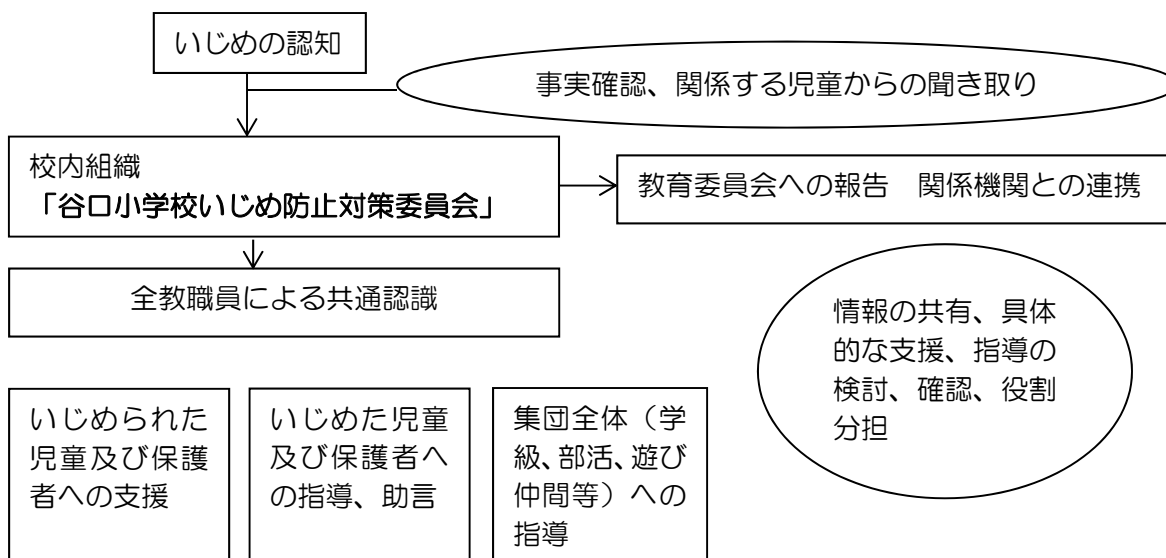
5 いじめの対処

発見・通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。

- (1) 被害児童を守り通すとともに、いじめをやめさせ、その再発防止のために、教育的配慮のもと毅然とした態度で加害児童等を指導する。
 - ① 校内の「谷口小学校いじめ防止対策委員会」（いじめの防止等の対策のための組織）で直ちに情報を共有する。
 - ② すみやかに事実確認を行い、関係児童及びその保護者、集団全体（学級、部活、遊び仲間等）へそれぞれ支援、指導、助言を適切に行う。
 - ③ インターネット等を通じて行われる不適切な書き込みについては直ちに削除等の措置を行い、関係機関等との協力や援助を求める。

- (2) 教職員全員の共通理解、保護者の協力、教育委員会への報告、関係機関・専門機関との連携のもとで対応する。
 - ① 青少年教育カウンセラー、スクールソーシャルワーカー
 - ② 南警察署、県警少年相談・保護センター
 - ③ 青少年相談員
 - ④ 児童相談所、南区子育て支援センター
 - ⑤ 発達障がい支援センター

(3)
(対応経路)



6 重大事態への対処

重大事態が発生した場合は教育委員会と連携し調査を行う。
調査は重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

- (1) 重大事態が発生した場合には、その事態に対処するとともに、速やかに組織を設け、事実関係を明確にするため在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査等を実施する。
- (2) 学校は、重大事態の発生を認定したときには、教育委員会を通じて、すみやかに市長へ重大事態発生について報告する。
- (3) 当該児童及びその保護者に対し、適時・適切な方法で情報を提供する。